

第十六回国会 衆議院 電気通信委員会議録 第十四号

昭和二十八年七月十三日(月曜日) 午前十一時二十一分開議

出席委員

- 委員長 成田 知巳君
- 委員 橋本登美三郎君 澤小泉 純也君
- 委員 原 茂君 豊松前 重義君
- 委員 中村 梅吉君
- 委員 菊池 義郎君 玉置 信一君
- 委員 齋藤 憲三君 廣瀬 正雄君
- 委員 柴田 義男君 松井 政吉君
- 委員 三輪 壽壯君

出席國務大臣

- 郵政大臣 塚田十一郎君

出席政府委員

- 大藏政務次官 愛知 揆一君
- 郵政事務官(大臣官房電気通信 監理官) 金光 昭君

委員外の出席者

- 大藏事務官(管財局国有財産第一課長) 木村 三男君
- 日本電信電話 堀井 剛君
- 日本電信電話 公社副總裁 梶 勉君
- 専門員 吉田 弘苗君
- 専門員 中村 寅市君

七月十一日

電話事業開放に関する請願(権熊三郎君紹介)(第三三六四号)

夜間及び早朝の電話通話料割引制度復活の請願(田口長治郎君紹介)(第三六〇七号)

口永良部島に超短波無線電話架設の請願(岩川與助君紹介)(第三六〇八号)

第一類第十四号 電気通信委員会議録第十四号 昭和二十八年七月十三日

の審査を本委員会に付託された。

同月十日

滋賀県に県単位放送局設置に関する陳情書(日本放送協会大津放送局長 森本信一(第七八三号))

大阪を中心とする電話網の早期復興対策に関する陳情書(大阪商工会議所会頭杉道助(第八一二号))

本日国会に付した事件

公衆電気通信法案(内閣提出第九一號)

有線電気通信法案(内閣提出第九二號)

有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案(内閣提出第九三號)

○成田委員長 ただいまから開会いたします。

公衆電気通信法案、有線電気通信法案並びに有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案を一括議題として、質疑を続けます。質疑は通告順によつてこれを許します。松前君。

○松前委員 国際電信電話株式会社株式分布状況一覽表を資料として頂戴したのでありますが、この株式の分布状況については、概念的にはこれに出ているようですが、もう少し詳しくこの内容を伺えないものでしょうか、大藏当局にお伺いしたい。

○木村説明員 郵政省の方から資料が出ておりますが、なお詳しいことというところでありますが、その中で市中銀行、地方銀行、ほとんどこれは銀行協会の加盟銀行でありますので、省略させていただきます。生命保険の方も損害保険の方も、損保、生保の加盟会員でございます。関連産業といつては、申上げますと、関連産業といつては、二十四社となっておりますが、日本電気、沖電気、富士電機、日立、東芝、日本無線、住友、古河、藤倉、昭和、私の方の分類ではそういうふうになつております。貿易商社の方では、東西交易、第一物産、伊藤忠、住友商事、大倉商事、不二商事、東京貿易、第一通商、室町物産、日本棉花、東洋棉花、丸紅、岩井、安宅、兼松、高島屋飯田、そういうものが貿易商社の部類に入つております。範圍のわけ方について、これと少し違つた調べに私の方はなつております。それから関連産業に入れていると、一般産業の方に入れていると、いろいろなわけ方の食い違いはあります。その他一般産業といつたしまして、石炭関係で三井、三菱、住友、古河、金属鉱山として日本鉱業、住友金属鉱山、三井金属鉱業、それから製鉄会社で八幡、富士、川崎、神戸製鉄、住友金属工業、肥料では東洋高圧、住友化学、三菱化成、昭和電工、紙の方では十條製紙、王子製紙、セメント、ガラスの方では日本セメント、小野田セメント、磐城セメント、旭硝子、紡績は東洋紡、大日本紡、鐘紡、吳羽、日清、化繊の方では帝人、旭化成、東洋レーヨン、毛織の方では日本毛織、ガスの方では東京瓦斯、大

阪瓦斯、倉庫では三井、三菱、住友、運輸関係では日本通運、電力の方では九つの電力会社、報道関係では日本放送協会、時事、共同、朝日、毎日、読売、日本経済、産業経済、こういうふうなこまかくわかれておりますが、これは別途資料にして差上げた方がいいのではないかと思います。資料においてごらん願います。

○松前委員 大体わかりましたが、大蔵省保有株というのが二百八十二万六千六百十三株ありますが、これは将来どういうふうになさるつもりでありますか。

○木村説明員 株の処分につきまして、関係法令もございまして、それに従つてやつて行くわけでありまして、ほかに著しいさざわりがないという問題であります。一般競争入札によつて処分するのが一つの原則になつております。この国際電信電話株式会社の株につきましては、ほかの例と違ひまして、新しく充足した関係もあるし、政府関係からわかれた事業であるというふうな関係もございまして、一般競争入札には出さずに安定株主層を確保するといふ見地から、一部は今申しましたような金融機関、関連産業の方に当てまして、証券会社を通じて委託処分を行います。残余の分につきましては、当該会社の役員、従業員に任意契約で処分するといふ方式を考えます。今後残されております株につきましては、

しては、ただいまのところの見通しでは、大体打つべき手は打つてありますので、今後は市場の状況とにらみ合せで、適当な機会に一般競争入札で処分したいと考えております。

○松前委員 この前の私下げに對しては、大体額面通りの値段でお払い下げになつたのですか。

○木村説明員 第一回分の処分につきましては、額面価格をもつて処分価格といたしました。

○松前委員 今後の分は……

○木村説明員 一般競争入札でありまして、需要供給の落ち合ったところが処分価格になるわけでありまして、処分動定いたしました。処分時の時価というものを評定いたしました。予定価格を作成いたしました。その予定価格を下まわる処分では売れない。予定価格と同様あるいはそれ以上の線で、需給の調節を得て処分するといふ形になります。

○松前委員 国際電気の営業の状況は、大体昨年度などの収入に比べて、相当上まわつておるようでありまして、そのような見地から、この株は多少額面より高く売れるというふうな見込みはお持ちになつておられますか。

○木村説明員 国際電信電話株式につきましては、四月から会社が充足いたしました。まだあまり時を経過しておりませんが、市場においてどういふ態度で受入れられるか、にわかに判定ができません。大體今後

の取益の見通しなどにつきましては、

合は、従業員、役員、会社これは一体なんでありませう。つまり従業員処分をしてもらいたいという申出をする、会社といたしましては役員、従業員の全部のものをままとめて、右総代として大蔵省の方に交渉にお見えになるのでありますから、会社の方で必要な額をいただきます。それだけの株を留意しまして、契約を結ぶという仕組みになつておりますので、処分の方法をまかせたというのでなくて、大蔵省の持つておる株の処分方式の一つが従業員処分ということになりました。従業員処分というのは、会社の方で希望をとりまゝとめて、一括して大蔵省の方と契約を結ぶ、その募集の仕方、金の集め方につきましては、会社の内部問題でありますから、こちらとしては、気持としては決して切る意思はないのでありますから、できるだけ精一ぱい持つてもらいたいという意向を伝えたのであります。

○柴田委員 大蔵省のその御意図はわかるのです。わかりませんが、会社が実際具体的にこれを従業員に公開する場合に、上層部だけ、たとえば組合と申しまして、幹部にだけ徹底せしめまして、下々の一々の従業員の人々に対しまして、不徹底のきらいがあるように私も調査によつてはなつておるのです。そういうようなことは、国際電信電話会社が設立の当初はございませんでしたろうか。大蔵省でそういう点の御監督はできなかつたのでございませうか。

○木村説明員 この点につきましては、当初法律がこういうふうになつて、処分の形は大蔵省の管財局の方に來るといふことは、法律が出てから私

ども初めて知つたようなわけなのであります。私どもの方としては、政府の有価証券につきましては、管理、処分の責任を有する部局でありますので、その方につきましては全力を尽くして経験を生かしてやるわけなのであります。で、ござりまする国際電信電話会社について指導するとか監督するとかいうようなことは、経験もございませぬし、お門違いともなりますので、株の処分という点につきましては、会社の方と連絡をとりまして、間違ひのないようになつて進んで参つた次第であります。

○柴田委員 もう一点伺いますが、この前原委員からも伺ひしておつたやうでございませぬが市中銀行十四行に百三十六万株を持つてもらう、地方銀行五十九行に對しまして五十万七千株を持つて、この数字はわかりませぬが、市中銀行十四のうち一番大きく持つた銀行がどこで、最低の銀行はどこか、二つぐらいでけつこうでございませぬ。それから地方銀行五十九のうち、一番大きく持つたのはどの銀行で、最低はどこかの銀行か、その大きいのと小さいのとをまず比較してみたいと思ひます。

○木村説明員 市中銀行は大体五千万円平均になつております。興業銀行だけが一千万円よけいになりまして六千万円あります。地方銀行は、市中銀行のようになつては参りませんでした。北海道拓殖銀行が三千万円あります。小さいのとはしましては、これはどこにあるか記憶ないのであります。が、泉州銀行百万円、池田銀行百万円、その他は千万、二千万、その辺が大體平均になつておるやうであります。

○柴田委員 そうしますと興業銀行が六千万円、その他は市中銀行が五千万円平均ぐらい、こういうことでございませぬが、これはやはり申込み等をお受けになつたのでございませうか、大蔵省当局から懸念なすつて、こういうやうな金額を持つたのでございませうか、その点を承りたい。

○木村説明員 金融機関にはそれ／＼協会がございまして、国際電信電話会社の方でも、将来のことを考えますと銀行の方面にお世話になることが多いという関係で、会社の方からも、会社は会社の立場といたしまして、そういう集まりにおきまして事業内容を説明いたしました。そして、その数字を説明いたしました。私どもの方では、この処分の方式がございまして、一行々々と呼びませんでした。各協会の担当者に集まつていただきまして、そうして金額の内容についで、幾らというところは強制できるものでもないし、それだけ持たなければ困るといふことでもないのではありません。また、銀行同士、ほかの例もあるし、他銀行との関連もありまして、その点については、先例たつて、慣習なりがあると思ひますので、こちらからは別に懸念なり懸念はいたしませんでしたが、大体こういう形でございませぬか、このくらゐの金額のものが処分される予定になつて、そこで希望をとりまゝとめてもらいたいといふことを言ひまして、出て來ました数字を集計いたしました。それをもつて処分の総額といたした次第であります。

○柴田委員 もう一点伺いますが、日

本銀行が普通銀行に對しまして指定いたしました銘柄がございませぬが、こういうものに、たとえば再担保になれる種類の有価証券がある、こういうことをわれ／＼は聞いておりますが、この国際電信電話株式の株式は、そういう指定銘柄でございませうか、その点を承りたい。

○木村説明員 ただいまのところ国際電信電話株式というものは上場されておられません。上場になります時期はと申しますと、第二次分の十四億何ぼというのが一般競争入札の形で市場に出で参りまして、それが市場の方の取引の対象になる。それからのことであるので、ただいまのところ取引所関係には、この株式は上場されておられません。

○柴田委員 上場株にはなつていないと申す。たとえば日銀が地方銀行あるいは市中銀行から担保にとれるというわけ内にあるのかどうかということも承りたい。

○愛知政府委員 安定性はあると思ひます。

○橋本(登)委員 安定性があるという前提でお聞きするのですが、この国際電信電話株式会社法の附則によれば、もちろん安定価格云々というところは書いてありませんが、附則二十一には、「政府は、有価証券市場の状況を考慮し、なるべくすみやかに、前項の規定により譲り受けた株式を処分しなければならぬ。」となつております。この場合における「有価証券市場の状況を考慮し」というのは、必ずしも公開をもつて売り渡すという意味ではなから、有価証券市場の需給状況を見て、前記のように割当方式をもつて株式を譲渡するといふ方法も含まれると思ひますが、この場合において、いわゆる公社に支払うべき金額が十分であるようにということからして、この評価審議会におきましても、審議会の基礎となるべき評価の基準を「適正な取益率と認められる率により還元して得られる価格を基準とし、その財産の時価を参し、やくしななければならぬ。」といふ条件を特に加えておるのであります。というのは、独占会社であり、かつまた電信電話公社としては、従来とも取益の上つておつた事業であるから、必ずしも経営者が悪くして移したのではなく、他の目的から、この際民営会社に移すべしという見地から、これが民営に移されたのである。そういうことからして、財産の評価にあつては適正な取益率と時価を参照しなければならぬ、こういうことをあらためて明記しておるのであります。それを受けて二十に、「公社は、会社の成立後遅滞なく、云々とあり、二十一に、

○橋本(登)委員 愛知政府委員にお伺ひします。前会説明員の方と質疑応答したので、この特殊法人、法律によつて設定された独占会社ですが、こういう会社は、他の目的もありませんが、会社自体として安定性があるかどうか。つまりこれは経営上から見て、安定性があるかどうかという点をお聞きしておきたいと思ひます。

三

政府は、有価証券市場の状況を考慮して、これをすみやかにやらなくちやいかぬとなつておりますが、こういうことは、少くとも、いわゆる払込み価格の形式価格によらずして、できるだけ有利な条件でこれを公開しようということにわれわれは解釈しているのです。しかるに今愛知政府委員が言われるように、この会社は、経営的に見て、この基礎を見ても、健全なる会社であるというような前提に立つならば、この会社というものがいわゆるプレミアム付の公開をする、当然に相当プレミアム付のことができたのではなからうか。それが安定株主が必要であるという設立委員会の考え、——どちらの考えか知りませんが、そういうことからして、六割という龐大な数字が安定株主に割当てられたということについては、どうもわれわれは法律審議の上において、決定した案項から考えると、必ずしも妥当な方法でなかつたように思ふのです。かつまたこういう特殊会社に対して、六割以上の安定株主が必要かどうか、こういう点についてお伺いしたい。

○愛知政府委員 今の橋本さんのお話は、こもつとも点が多々あると私は思ふのであります。ただこの株の引受を考えた当時のにおいては、先ほど来る御説明申し上げておきますように、公益事業であり独占事業であるというところは、また裏から言えば類似の形態の業態がないということでもございませぬ。それから資産の内容の含みを見るか見ないかということ、これはまあ含みは見られないという状態ではなかつた分と思ひます。それから収益の還元の方からいって、考えなければなりません。その当時においては、この評価ということが非常にむずかしい仕事であつたと思ふのであります。いふ／＼専門の方々の御意見も徴しまして、事柄の内容も十分検討してこういう措置をとつたというところは、大事をとつたものの考え方としては、一応やむを得ない措置ではなかつたかと思ふのであります。これはもちろんいろいろの議論もあり得ると思ひますが、政府として、あるいは大蔵省といつたしましては、大事をとつて間違ひがないやり方をやろうとすれば、こういう方法による以外には方法がなかつたのではなからうか。同時に現実の事態として、先ほど来お話がございましたが、たとえば現在のところ起債市場の状況その他から見ましても、やはり銀行等に突撃問題としては相当持つてゐらなければならぬという状態でもあつたかと思ふのであります。いろいろの考えあわせまして、御意見はこもつともな点が多いと思ふのであります。措置としてはやむを得なかつたのではなからうかと考えるわけでございます。

○橋本(登)委員 それでは二十一項の「なるべくすみやかに」という言葉は、どういふふうな御解釈になりますか。国際電信電話会社としては、その株の大半を処分して何十億の金を入れなければならぬような情勢にあつたとは思われないのであります。ただこのすみやかなるということについては、当時のわれわれの解釈は、できるだけ株主権を政府が行使しない、あるいは早く民間に渡したい、こういう建前上、政府が株主権を行使するような事態を置くことが民営会社の指針に反するもので、そこで「すみやかに」という字が入つておると私は思ふのです。しかしすみやかにといつても、証券市場を攪乱する結果になるような意味でこれを処分することはいけない。そういう意味から、その上に「市場の状況を考慮し」ということが入つてゐるのだらうと思ふ。何でもかんでもすみやかにやれという意味でなく、やはり公社をして株主を有利に処分せしめる。政府としてもいつても株主権を行使することとができないし、はなはだ迷惑でもあつたらぬから処分せよ、こういうふうな「すみやかに」を解釈しておるのでありますが、それにしても前段の株式市場を考慮してといふ点で、できるだけ有利に処分すべきではなかつたらうか。事実現在二十億円の金が処分されておるのでありますが、その事業資金といふものがどういふぐあひに今日までに処分されておつたか、使つておられるか、あるいはこれらの金の大部分を預金しておられるのか、あるいは実際の施設の改善の方に振り向けられて、その大部分の金を使つておられるのか、その点もあわせしてお聞きたい。

○愛知政府委員 この法律の二十一項の「有価証券市場の状況を考慮し、なるべくすみやかに」といふ規定は、まつたくたいま御指摘の通り私も考へておる次第でございます。なお後段の点については木村説明員から答弁いたさせます。

○木村説明員 金が入りましたのは、一般の分が五月十三日、従業員処分の方はそれよりも遅れまして二十七日かと思ひます。その入れ方につきましては、処分代金が十八億八千六百万余りでありませぬ。そこで入れ方につきましては、いふ／＼意見がわかれました。ただいま決済中でありませぬが、近く交付できるものと思ひます。問題としましては、この処分につきましては、政府予算の方で手数料として千四百万ばかり負担していただくわけでありませぬ。それを差引くべきかどうかどうだろうか。あまり大きな問題ではないのですが、筋の問題としてそういうことがありまして、私ども当局の考えといたしましては、そういうものは政府の当然の仕事としてやるのだから差引くべきでない、売れた額十八億八千六百万余りをそのまま入れるべきだということに意見がこのほどまとまりまして、あとはただ入れる手続だけになります。

○橋本(登)委員 入れる手続といふのは、公社の方に支払うという意味でございますか。

○木村説明員 さうでございます。

○橋本(登)委員 そうしますと国際電信電話会社の運転資金といふものは、借入金によつて行つておられますか。株式処分の全額を公社の方に支払いますから、そうしますと日々収入はあるのがあります。最初においては間に合わなかつただろうと思ふのですけれども、一時借入金等によつて運転資金をまかなうということになるのですか。

○金光政府委員 会社の運転資金につきましても、ただいま橋本委員のお話のような会社の日々の収入から得ます手持ち資金及びそれ／＼の不足——会社設立当時に不足いたしましたそれらの点につきましては、市中銀行からの借入金をもつてまかなつております。

○橋本(登)委員 大体了承いたしました。が、今後の残つておる株式の処分については、この前の御説明では一般公開によつて処分するというお話でありましたが、もし会社従業員もしくは旧国際電信電話株式会社及び国際電信電話従業員から、株式の追加割当をしてもらいたいという申し入れがあつた場合には、その分については考慮する余地があるかどうか。

○木村説明員 この問題につきましては、郵政大臣の方からもこの前お答えいたしました通り、そういう事態につきましては考慮いたしたいと考えております。

○橋本(登)委員 そのほかのものにつきましては、原則として公開によつて処分するという御方針でありますか。

○木村説明員 一般民間の銀行、会社その他、これにつきましてはほぼ十分ということでありませぬので、特別に考へたことはありませぬ。

○原(茂)委員 この前にお伺いしましたときに、配分された株式が、今のところは内諾によりまして公開されないようにしてある、手放されないようにしてある、今は配分された先に保管されておる、こういう説明を聞いたのですが、全体的にさうなつていませぬか。

○木村説明員 大きくわけまして銀行方面、いわゆる第三者的な方面と、役員、従業員、それから旧国際株主、大体この三つぐらいに大わけいたしまして、銀行、会社方面につきましては正式な約定書はとりかわすことはできませんが、紳士的な了解事項といつたしまして、少くとも二年間ぐらいは出さないといいことになつております。旧

国際の方に過ぎてもやはり同じようなことが、これは代表としては国際電電公社なのでありますが、その方だめを押しおけるといふようなことにもなつております。それから従業員処分の分につきましては、会社の方で申込みを受けました際に、この株は二年間持つのだという様な意味を含めまして、それだけのものをとりまとめたいということになっております。ほかに出るか出ないかという問題でありまして、少くともこのはめ込み先といふことが、やつた先といふのは全部わかつておりました。リストに載つておるわけでありまして、市場をうろつておるようなものがあるならば、どこから出たかということがすぐわかるのであります。特に銀行方面などになりますと、やはり信用の問題もありません。そういったことでもなく、放せぬといふことにもなりません。従業員分その他につきましては、これはやはり長く会社の安定をはかるという意味から、すぐ売り払つてしまふようなことはなからうと考へられますので、法律的なあるいは行政処分的な拘束の仕方はないのでありますけれども、配分先の具体的な事情からいたしまして、懸念するに足らないといふふうに考へておられます。

○原(茂)委員 法的には譲渡禁止のごときはできないわけですから、逆に言いますと、まだ完全に譲渡あるいは売買が完了していないといふような解釈もできませんかどうか。

○木村説明員 大蔵省といたしましては、政府の株を契約によつて所有権を移しておりますので、でき上りましたものは名義書きかえをいたしまして、

当該会社の株主になつておるわけでありまして、大蔵省の手を離れて本来の株主の手に名義が移つて、株も移つたといふことでありまして、これに關する限り処分は終つておるわけでありませぬ。

○原(茂)委員 これは特に愛知さんにお伺いしたいのです。前にもちつと敷衍したのですが、結果的に見ますと、当時これを配付するときに、すでに關連産業などの株の状況などから判断いたしましたも、説明によりましてと約一割から二割方低目に、——低いものと比較して安目にこれを配付しておりましたが、今日では私どもの考へでは、この株は出せば相当高果するところ、当然ふやすべき公社の貴重な財源といふものが、政府の認定のあやまち、処置のあやまちによつて、不当に低過ぎる値段でこれが処分されたといふふうな今解釈するわけでありませぬ。もちろん法的には完全な措置が講ぜられておられますから、政府に責任はないといふことになりましようけれども、今からでも内約をして手放さなさいといふようなことが契約できる相手でしたら、もう一度おつかけていかわゆる再評価をして、半年ぐらひさかのぼる、いま少しぐらひさかのぼつても中正妥当な市価の算定によつて、これに

出資を要求する、もう少し、何割でもこの株価に対する支払いを要求するといふような処置をやるようにしたらと考へるわけですか。ことに公社の財源難にあるとき、非常に貴重な公社財産を、そのよきな過程でもし不当に低過ぎたとお考えでしたら、そのような措置も講ずべきだと考へられるのですか。

○愛知政府委員 先ほどもちよつと申し上げましたように、これが不当に低かつたかどうかといふことについては、実は私はさきよきに考へないのでありまして、まともし非常に低かつたとした場合に、今内諾の状況のよつたであるから、おつかけて、さかのぼつて何らかの措置をして、公社の方の財源に幾らかでもさいたらどうかといふお話がございましたが、かりに不当に安かつたといふことが一般的に考へられるとしたとしても、現在までとりました措置の経過にかんがみまして、政府としてこの話をむし返しにするといふことは、私はちよつとむずかしいのではなからうか、こつたうふうに考へます。

○原(茂)委員 そうしますと、せつか政府と内約のできるような状態で、この株の預布ができた間柄を考へましたときに、私どもの考へでは、どうしても今これを市場に出しますと相当な株価になることを考へますので、政府がこれに割か二割頭金をつけて一度買ひもどして、第二回の株の預布のときに、同時にもう少し現在の株価に合したもので預布する方法をおとりになる考へはないかどうかといふことを承りたい。

○愛知政府委員 実はこれは法律論にばかりなるかもしれませんけれども、法律的には、先ほど説明がありましたように売買が完了し、かつ何らの約束といふことが法律上は全然ございませぬので、今すぐこれを買ひもどし、さらにプレミアムをつけて売りますと

い。○愛知政府委員 資金運用部の問題でございませぬが、これは率直に申し上げるのでありますが、私の感じから申しますと、まず昭和二十八年の前の不成立予算を組みました場合に、運用し得る金が千六百七十億円といふふうな勘定しております。ところが、四月の郵便貯金の増加額なども思ひくはございませぬでした。六月には少し回復いたしておりますが、この千六百七十億を千五百八十億といふふうな改訂しなければならぬような状況であつたわけでありませぬ。一方たえば地方財政の問題でございませぬが、地方債につきましては、不成立予算の当初見込みましたものよりは相当多額に、どこかでこれはお世話しなければならぬといふような状態に追いつておられます。資金運用部といふものは、これも率直に申し上げるのでありますが、従来は財政政策の手の及ばないところを相当カバーする、非常にある意味では便利な組織であつたのでございませぬが、これからの見通しといつたしましては、原資の状況からいひ、また一方これに対する期待が各方面で大きいという状況から申しまして、来年度以降はなから資金運用部の操作がめんどう、かつ困難になると私は見通しておるのであります。そういう關係からいたしまして、来年度への繰越の問題でございませぬが、これは普通一般の金融機関のデータ等を持ち出しますまでもなく、大体千五、六百億の原資を運用するといふ機関であります。

○橋本(登)委員 國際關係じやないのですが、せつか愛知さんおいでです。から運用部資金のことでもちよつと……。電信電話公社の値上げの問題は一部資金との關連がありますので、この点でお伺いしたいのですが、資料によりますと、本年度の資金運用部資金の計画は、大体において翌年度への繰越しが百二十六億円、こつたうふうになつておられます。昭和二十七年の場合には二十八年度に繰越された額が百九十九億円、約二百億円ですが、二十八年度においては資金需要が多いと見えて、結局来年度に繰越しが百二十六億円といふふうになつておられます。この百二十六億円の繰越金は政府として最小限度の繰越金であつて、なお運用部資金が出せる余地があるかどうか、これがまず第一、なお今回の予算では四十億円の財政資金がなくなつておられますけれども、これについての事情は当時説明がありました。来年度においてははなお公社及び郵政省の方においては、相当額の財政資金を考慮に入れておる、大体六十億円ぐらひを考慮に入れておるようですが、これは本年

度四十億円、来年度六十億円という計画が、本年度の四十億円がなくなりまして、来年度の六十億円といふものとの關連ですが、こつたうふうな得ざる事情で財政資金が出せなかつたが、来年度においては六十億円といふ財政資金が考へられるかどうか、こつたうふうな御意見を承りました。

ば、どうしても私はその一割程度のものが来年度に繰越しされること、これはもう最小限度の要請ではないかと思ふのです。すでに百二十六億の繰越しという事は、その最小限の要請を少しすでに足を出しておると申し上げなければならぬような状態でありま

それからさらにその次に電電公社との直接の関係の問題でございますが、この点につきましてはすでに十分御検討を願つておることと思ひますが、念のため私の考え方を申し上げさせていただきます。当初不成立予算の考え方では、一年間で八十一億円、これを基礎に考えておりました。その際の計画としては、電電公社の赤字が五十九億、建設に充當し得る金が二十二億というふうな御承知のごとく不成立予算の考え方では、私どもから申しますれば、当初は大体不成立予算のときの考え方をそのまま続けて参りたいと思は思つておりました。ところが電電公社におかれても、その間非常に慎重かつ詳細な研究を積み重ねまして、現在御審議を願つております案によれば、八月以降の二五%増収、値上げで増収が百三十五億、赤字の充當は五十九億であり、建設の充當は七十六億、さら

にこれを平年化した来年度以降で考えますれば、百五十六億程度は建設に充當し得る金が出て来るということになり、またこれからの五箇年計画というものの基礎がこれによつて確立される。そうしていわゆる外部負債と申しますか、外部からの借入金もやはり相当地に二十九年度は期待しなければなりませんけれども、ともかくことしのところは預金部にたよらないでも、これで行けば済むというので、さつぱらんに申しますと、私どもとしては電話料金の値上げの戦前からの趨勢その他とも考え合せまして、こういう考え方で電電公社がいわゆる自主的な長期計画を立てるならば、非常にこれはありがたいことであるということ、先ほど申しましたような資金運用部の状況でもございまして、私どもとしては賛成したような次第なのであります。来年度の外部からの借入金をする場合に、資金運用部がどれだけのお手伝いができるかということ、ござい

計画ともならみ合せまして、できるならばある程度のお手伝いはいたしたいと思ふのであります。と申しますのは、先ほど申しましたような資金運用部の状況ではございまして、今度二十八年度の予算がまれば、ともかく実際の問題としてこの年度の後半にかけては、相当散布超過の状態になりまして、自然郵便貯金なり簡易保険なりの方でも、これらの努力によつては今見通されるよりは原資の蓄積がよい見込みになつて来るのではなからうか、またそういうように努力をしなければならぬ。それから他方におきましては、地方財政などの関係につ

いては、いわゆる中央、地方を通ずる税制の根本的改革ということも考えられておりますので、地方債の問題などについても新しい構想があるいは出て来るかもしれない。そういうことを考え合せますと、総合的にいつて、来年度はもう絶対に資金運用部は電電公社には出さないというようにことを申し上げるような段階ではないので、これから大いに私はそういう点を研究して参りたい、こういうふうにご覧願ふわけでありませう。

○橋本(登)委員 不成立予算の一割値上げで、二十億円の収益勘定になるということはわれ／＼も承知したのであります。同時に予算案は五箇年計画というものをもちろん考えておつたやうでありますけれども、その五箇年計画は外資導入というものを一部入れて、そして公債並びに財政資金等を合せて、一割の値上げでもつて五箇年計画をやる、こういうふうな計画の内容のようでありまして、その外資導入の一部資金勘定に入れての五箇年計画というものについては、大蔵省は特に御相談にあずかつたのか、あるいはまたそれについて大蔵省としては見通しはどうあつたのでございませうか。

○愛知政府委員 電電公社のものとは別に密接な連絡をとつておられますので、外資導入のお話ももちろん伺つており、また必要に応じて御相談にも乗つておるわけでございます。ただこれは今郵政大臣も公社の總裁もおいででありますから、その方からお願ひした方がよろしいかと思ひますが、外資の導入はけつ／＼なことであり、またやうた

○愛知政府委員 必ずしもずさんとも思わないのであります。やはりこの不成立予算を編成いたしました当時からと多少考え方を違へましたことは、この案によつて御承知の通り事実でございます。その点はどうも何とも申し上げようはないわけでありませう。

○橋本(登)委員 そこで私は、今愛知政府委員の方では、来年度の財政資金についてはできるだけの考慮をいたしませう、こういうことであります。その点を全面的に信用すればよろしいのですが、今申したように外資導入の点については、当時大蔵省も見込みはあつた、この程度ぐらいは二十八年度の財政資金に組んでもよからう、こういうお考えのもとにこの五箇年計画ができた、こういたしますと、今度の五箇年計画は、政府の原案によれば、平均して三分の一を、五箇年の期間をもつて考えれば、料金収入から建設勘定にまわされるのが大体三分の一になると思ひます。そういう膨大な料金収入を建設勘定にまわして、ぜひとも五箇年計画を履行しよう、こういう建前で今国会にかけられておるのですが、しかもなお将来において料金収入による勘定及び公債のわくは大体確定と見てよろしいと思ふ。要は財政資金です。財政資金が外資導入と同じやうに、来年においても間に合わない、こういうことでこれがベケになるやうなことがあれば、五箇年計画の重要な面が削られる、こういうことをわれ／＼は心配する。せつ／＼値上げを行つても、なおかつ五箇年計画がでなかつた。大体五箇年計画によりまして七、八十億のようでありませう、その程度の財政資金すらも間に合わない。こういう結果からして、加入者に相当の犠牲を払つて、そして建設五箇年計画を

○愛知政府委員 必ずしもずさんとも思わないのであります。やはりこの不成立予算を編成いたしました当時からと多少考え方を違へましたことは、この案によつて御承知の通り事実でございます。その点はどうも何とも申し上げようはないわけでありませう。

実行しよう、こういうやさきでありま
すからして、政府においてこの財政資
金の将来の確保ということについては、
外資導入のような甘い、たよりな
いような状態ではなはだ困る、こう
考えますので、さらにあらためて大蔵
省の御意見を伺いたい。

○愛知府委員 問題をわけまして、
二十八年度の予算の編成は、御承知の
ように非常に困難な状態に今立ち至つ
ておるわけでございます、それと資
金運用部資金の現状があまりにも急迫
しておりますので、たまたま、公社か
ら出て参りました建設的な御意見によ
つて、私どもの立場も救われるところ
があるので、これに喜んでわれ／＼は
同調したという趣旨で申し上げたので
あります。同時にこれは当面だけの問
題でなく、やはり電電公社というよう
なところで、十年なりあるいは第一
期の五年計画を目ざして、なるべく具
体的にやり得る自信のある案を立てる
ということが私は必要だと思えます。
そういう点から申しまして、二五％の
値上げができれば、たとえ先ほど申
しましたように、建設勘定に充当でき
るものが二十九年度では百五十六億と
いうふうに出て来る、従つて財政資金
の方でお引受けするものも比較的には
少くなる。少くなるがゆえに、財政当
局としてはその完遂を何とかしてお
手伝いをしたい、こういう心境であり
ますので、われ／＼としては当面の間
題だけでなく、私どもの気持とすれば
この十年計画のうち、少くとも最初
の五箇年計画については、何とかして
これを全体に御協力したい、こういう
気持でいるわけです。

協力に對しては、関係者としても大い
に喜ばしい次第であります。なおこの
機会にお聞きしたいのですが大体今度
の五箇年計画案によりましてみますと、
五箇年間に於ける及び過去の借入金
ですが、それは合せまして、収益と借
金の利子の支払いの関係は、大体五分
になるようです。公社の場合収入の五
分が借金の利子として支払われる、
一般会社の場合は、これは会社によつ
て違ひましようが、大体において一般
会社の場合は三分程度が、収益に對す
るところの利子の支払のようでありま
す。そうしますと公社の場合は約二分
が普通の会社よりも収入に對してよ
い利子が支払われてゐる。これは資本
金というものを持たないのであるか
ら、ある程度はやむを得ない現象であ
らうかと思ひますが、そこで巷間伝え
られるように、値上率というものを非
常に低くいたしましたれば、当然これは
借金によつてカバーしなければならぬ
という事になりますから、収益に對
する利子の支払いの率というものはも
つとふえて来るといふ事になります。
五分が七分になるか一割になるか
知りませんが、相當な金額にならざる
を得ない、そういうような結果から見
て、いわゆる公社事業運営の面から見
て借金が多くなる、これは預金部資金
にしても同様ですが、借金ですからも
ちろん交付公債及び預金部資金を含め
ての借金が多くなるということが、収
益に比べてその利払い額が多くなると
いうことになれば、不健全なる事業状
態になる、こういうことは常識であら
うと思ひます。そこで一般会社は大体
三分前後である、ところが公社は五年
後における利子の支払いが五分を越え

る、こういう状況であります、その
程度であればこれはやむを得ない状
態だらうと思ひますが、大体大蔵省
が公社の借入金というものを、収益率に
對する利子の支払いの割合は、どのく
らい健全なる公共企業体の経営状況
といえるかどうか、もしそういうこと
についての検討をした資料があります
ればお教え願ひたい。

○愛知府委員 今公社、公共企業体
の収益と外部負債の利子の比率のお話
がありましたが、これは今ちよつとこ
こに適當な資料を持つておりませんの
で、どの点が妥當であるかということ
が現状において言ひ得るかどうかも、的
確な資料がつくれるかどうか、ちよ
つと私は自信がないのであります、ちよ
つとそく取調をましてお答えいたすこ
とにしたいと思ひます。

○橋本(登)委員 あつて資料を頂戴し
てけつこうであります。そこで私は勘
で申し上げておるのでありますが、大体公社
としては五分くらいはやむを得ないの
ではないか。それ以上を越えて、いわ
ゆる収入の一割を利子に占められるよ
うな状態になれば、非常に不健全な状
態になりはしないか。そこには預金部
資金の借入並びに公債のわくがある。
そうすると料金の値上げによつてある
程度はまかなわなければならぬ、こう
いう原則論的な考えを私は持つてお
る。しかしながら値上げのみによつて
建設資金は得られませんか、そこで
公債とか財政資金を頂戴するのです
が、その中で公債というものはそんな
に安くはできませんが、財政資金の場
合は、他の投資の場合において六分五
厘でなくて、もつと低い率があるよう
であります。低く貸しておる例もあ

る。あるいは政府が幾分補償して貸し
ておる場合がありますが、政府として
は政府関係機関であり、経営事業であ
りますから、現在の六分五厘を将来に
おいて下げて貸してやるというお考え
はありませんか。

○愛知府委員 これはもう金利一般
の問題とも関連いたしますので、私ど
もといたしましてはできるだけ金利は
下げたいという基本的な気持は持つて
おるのであります、最近の機会に具
体的な電電に對する貸付金について、
これが下げられるかどうかということ
については、率直に申しまして今のと
ころ自信がございません。

○橋本(登)委員 もう一つ関連して申
し上げますが、過去において電氣通信
事業から政府は相當な繰入金を受けて
おります。今日の金額に直せば何十億
に上るでしょう。しかしながら復興資
金のためには相當の金額を預金部から
借りております。将来はともかくとし
て、かつての電氣電話の復興のための
預金部資金のようなものは、公社の財
政資金の中に入れてもよいのでは
ないか、そうすることによつて元金の
利子の支払いというものは相當できる
わけでありますから、公社の経営状態
は非常に楽になります、前の預金部
資金等を将来資本勘定に繰入れるお考
えがあるかどうか。

○愛知府委員 これも確かに検討に
値する御意見だと思ひますので、とく
と考慮することになります。

○成田委員 大蔵当局に對して何か
ほかに御質問はありませんか。——な
いようですから、私、二点お尋ねさせ
ていただきます、ただいまの
橋本委員の御質問に對しまして、四十

億の資金運用部資金を二十八年度削つ
たというのは、資金運用部資金の原資
の關係が非常に悪いということ、公
社側から積極的に自前でやりたい、こ
ういう要望もあつたので二十八年度は
削つた。しかし二十九年度については
公社側の五箇年計画によりまして、
六十億の資金運用部資金を計算に入れ
ておるわけですが、これに對しては極
力協力したい、こういうお話でござい
ましたが、もちろんこれは極力御協力
願つて、六十億を確保しなければ、事
實上五箇年計画というものは実行不可
能になると思ひます、やつていただけ
ると思つておるので、このことは
二十八年度に四十億の資金運用部資金
が融資できないにもかかわらず、二十
九年度になれば六十億ができるという
こと、二十八年度と二十九年度にそれ
ほど大きな情勢の変化があるとは思
はないのです。逆から申しましたなら
ば、二十九年度に六十億の資金運用部
資金をまわすことができるかとすれば、
二十八年度においても何らか手当をす
ればできるのではないか、こういう感
じも持つわけですが、そこで資金運用部
資金の原資の状況が非常に悪いとい
うお話の中に、百八十一億の手持ち公債
の売却をやつておる、こういうお話で
ありましたが、現在資金運用部資金
で、二十八年度の平均でよろしゅうご
ざいます、手持ち公債は大体どのく
らいございませうか。

○愛知府委員 資金運用部資金の手
持ち公債は大体四百億くらいございま
すが、今申しました百八十一億以外の
公債は、実は新憲法、新財政法ができ
てからあとの保有の公債でございま
して、これがはたして処分でき得るやい

七

なやということについては法律上にも
疑義があるようにも思いますが、ま
ず今のところでは平穩に、論議を起さ
ずに処分され得る国債の現在高は、百
八十一億の金額なのでございます。
それから前段のお尋ねでございます
が、それはまことにしもつとも、二十
八年度に資金運用部ができないものを、
どうして二十九年度にできるか、こうい
うお尋ねでございますが、先ほども申
したように、実は資金運用部で御協力
をまつ先に申し上げなければならぬの
が、私は現状におきましては地方債の
問題だと思っております。しかしこ
の地方の財政の問題につきましては、
税制の改正とか、あるいは地方が負担
する事業の配分の問題であるとか、根
本的に考えなければならぬことも相当
多いので、そういうところとあわせて考
慮いたしますれば、二十九年度には新
しい考え得る情勢が出て来るかもしれ
ないし、また大蔵省の立場だけで申し
ますれば、もし他にもゆとりができ
れば、投融資ができるようなゆとりをつ
くりたいと考えておりますので、そこ
をもあわせて何とかしてこの六十億く
らいは考えたいと申し上げたわけであ
ります。万一資金運用部の現在の形で
御協力することができなかつた場合に
おいては、私どもとしてはこれにかわ
る他の方法を考えなければならぬまいと
思っております。

○成田委員長 今の御答弁で大体了承
したのですが、他にかわる方法と言
いますが、具体的に申しますとどうい
うものがございませうか。
○愛知政府委員 たとえば公社債の発
行の問題なども、今すでに七十五億は
考えられておるわけでありまして、こ

れは発行額の増加並びにその消化に対
して容易になるような方法を考える
ということなどは、一つの対案として万
一の場合には考え得ることかと思いま
す。しかし何といつても一番容易な方
法は、資金運用部であることは申し上げ
るまでもないことであると思えます。
○成田委員長 資金運用部の手持ち
債平均約四百億というお話でございま
すが、これが新憲法発布後のもので、
これを処分することが法律上疑義があ
るから、疑義のない百八十一億を全部
処分したので、こう言われたのですが、
具体的にはどういふ法律関係があるの
でしょうか。

○愛知政府委員 百八十一億の公債
は、終戦当時までに発行された公債
を、終戦当時から引続き現在まで保有
しているものの総額であります。それ
から財政法によりまして、赤字公債の
発行と申すと、あるいは行き過ぎかも
しれません、要するに政府が保有し
ているものを日本銀行に売却するとい
うことが、法律の上にはつきりとその趣
旨が出ておるといふのはありません
が、立法の趣旨として、終戦後に出し
た公債等については、これを日本銀行
に売却するというような方法をとり
いうことについて疑義のあるような書
き方であるので、その点については法
律関係や、当時の立法の趣旨等につ
いても、いろ／＼私どもとしても検討し
ておるのであります。条文にはつき
り表面から触れる書き方はもちろんし
てございませぬ。

○成田委員長 といいたしますと、二十
九年度で六十億の資金運用部資金でま
かなうというところは、預託金の増加そ
の他のいい条件が出て来たならば別で

ございませぬが、手持ち国債の売却でこ
れをまかなうということでは現在のところ
は不可能だ、こう解釈してよろしゅう
ございませぬか。
○愛知政府委員 論議を起さないよう
にという語弊がありますが、平常の
一番安全な政府としてのやり方からい
えば、売却得る公債は全部この二十八
年度計画で売却してしまつた。あと
のものに手をつけることは法律上も相
当疑義があつて、結局そういうことに
なつた場合には、国会の御審議によつ
て判定をしていただくよりほかにない
と思ひますが、今政府が大事をとつてお
りませぬ態度からすれば、二十九年度に
入つてからも問題は同様であつて、他
の公債を処分するというところに疑義が
あると思ひます。それで御指摘のよう
に郵便貯金、簡易保険等の成績を上げ
ること、それから運用計画上、御承知
のように資金運用部に対しては、各方
面から要請があつてきまつておつて、
その全部に義理を立てなければならぬ
ようなかつに今なつておるのであり
ますが、これを相当本格的に考え直
すことを考へて、運用先のある程度変
更するということになれば、電電公社
の六十億くらいは考えられないこと
はない、こういうふうな気持でおるわ
けであります。

○成田委員長 最後に一点だけお尋ね
したいのですが、二十九年度におい
ては、単に資金運用部資金の融資だけ
やなしに、他の方法も考慮したい、そ
の一つとして公債の消化の面も考
えてみたい、こういうお話でございま
したが、その点に関連しまして、公社
法の六十四条に、「政府は、公社に対
し、長期若しくは一時の資金の貸付を

し、又は電信電話債券の引受をするこ
とができる」となつておりますが、こ
の「政府は、公社に対し、長期若しく
は一時の資金の貸付をし、」の資金の貸
付は、特別会計だけでなしに、一般会
計からの資金貸付も含んでおるものか
どうか承りたい。
○愛知政府委員 この条文の解釈で
ございませぬがこれは法律としては一般
計を否定してないと思ひますのであり
ます。ただ実際問題としては、前例もま
つたくないのではないと思ひます。
は、いわゆる現在の政府の見解として
は、いわゆる政府が投資、融資を財政
資金でやりまして、回収ができる筋合
いのものでできるだけ特別会計にした
方がいいという見解で、今回も産業投
資特別会計法案の御審議を願つてお
るわけでありまして、そういう条理解釈
並びに政府当局の希望としては、これ
はやはり特別会計か、あるいは他の形
態と、原則として解釈していただき
たい、こういうふうな考えですが、しか
し法律論としては、私は一般会計を否
定するものではないと思ひます。

○橋本(登)委員 関連して…… 来年
度において六十億円の財政投資が困難
な場合は、ほかのことを考えたいとい
う一つの例として先ほど申されました
が、その場合こういうことはどうでし
ようか。百六十億の建設金を公募され
ると仮定しますと、預金部資金に予定
しております六十億を公募公債でまか
なわなければならぬという場合にお
いては、その六十億の利子補給を政府が
行う、こういうような方法は考えられ
ないでしようか。
○愛知政府委員 これはやはり理論と
しては考えられると思ひますのでありま

す。ただそのときまでの施策として、
責任ある御答弁を申し上げることはで
きないと思ひますが、考え得る対象で
あると思ひます。
○成田委員長 ほかに御質問はござ
いませぬか。
それでは次会は追つて公報をもつて
通知することとし、本日はこれにて散
会いたします。
午後零時四十九分散会

昭和三十八年七月十八日印刷

昭和三十八年七月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局